

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月5日

徳島市監査委員 久米川 文 男  
 同 工 藤 誠 介  
 同 加 村 祐 志  
 同 齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 丈六コミュニティ協議会 八万コミュニティ推進協議会  
 東富田コミュニティ協議会 渭北街づくり協議会  
 国府コミュニティ協議会 昭和コミュニティ協議会  
 勝占中部コミュニティ協議会 一宮下町町づくり推進協議会  
 加茂名まちづくり協議会  
 (公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成28年4月1日から8月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 指定管理
  - ア 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日
  - イ 施設名及び指定管理料

指定管理者名	施設名	指定管理料(28年度)
丈六コミュニティ協議会	徳島市丈六コミュニティセンター	2,299,000円
八万コミュニティ推進協議会	徳島市八万コミュニティセンター	2,918,000円
東富田コミュニティ協議会	徳島市東富田コミュニティセンター	2,245,000円
渭北街づくり協議会	徳島市渭北コミュニティセンター	2,486,000円
国府コミュニティ協議会	徳島市国府コミュニティセンター	2,436,000円
昭和コミュニティ協議会	徳島市昭和コミュニティセンター	2,610,000円
勝占中部コミュニティ協議会	徳島市勝占中部コミュニティセンター	1,950,000円
一宮下町町づくり推進協議会	徳島市一宮コミュニティセンター	2,470,000円
加茂名まちづくり協議会	徳島市加茂名コミュニティセンター	3,131,000円

## 第2 監査の実施期間

平成28年9月15日から11月28日まで

## 第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照会その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

## 第4 監査の結果

監査対象9団体の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。

### 改善・検討を要する事項（指摘事項）

- 1 現在の指定管理に当たって、休館日及び供用時間の設定に係る市長の事前承認手続が行われていないものがあった。
- 2 休館日及び供用時間の変更について、市長の事前承認手続が行われていないものがあった。
- 3 利用料金の額の決定について、市長の事前承認手続が行われていないものがあった。
- 4 目的外使用許可により設置している自動販売機の電気代について、許可条件に定める負担がなされていないものがあった。
- 5 指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理が個別の口座で独立して管理されていないものがあった。